

町税条例の一部を改正する条例の改正概要

【改正理由】

令和 7 年度地方税制の改正に伴い地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布・施行されたことによる町税条例についての改正を行う。

【改正対象の町税条例】

No.	改正する町税条例等	改正の概要
1	第 36 条の 2 【町民税の申告】	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正【地方税法引用先の新設条項反映】 (条項ズレの改正)
2	第 82 条 【軽自動車税種別割の区分改正】	軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う改正
3	第 89 条 【軽自動車種別割の減免】	軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備
4	第 90 条 【身体障害者に対する種別割の減免】	道路交通法の改正に伴う改正 マイナ免許証運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備
5	附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設

この条例の施行は、地方税法等の一部を改正する法律の施行日令和 7 年 4 月 1 日と同日の令和 7 年 4 月 1 日とし、地方税法と同様に改正後の町税条例について影響がないように経過措置の規定を設ける。

改正後

(町民税の申告)

第36条の2 (略)

2～8 (略)

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者は、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

ニ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

ホ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

改正前

(町民税の申告)

第36条の2 (略)

2～8 (略)

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者は、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（三に掲げるものを除く。） 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

三 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

改正後	改正前
(種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排出量及び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略)	(種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) (略) 3 (略)
(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によつて、種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u>	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によつて、種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u>

改正後	改正前
(1)～(4) (略) (5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) <u>12 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>13</u> (略) <u>14</u> (略)	(1)～(4) (略) (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) <u>12</u> (略) <u>13</u> (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。